

海外経済交流促進等特別委員会

(中間報告 令和7年3月25日本会議)

海外経済交流促進等特別委員会の令和6年度の調査結果等の主なものについて、御報告申し上げます。

当委員会は、アジア諸国等との経済交流等の拡大を図り、県産品の販路拡大や観光振興、外国人材の受入等を促進するため、令和元年度から令和4年度に行った「海外経済交流の促進に関する提言」を踏まえ、本県の海外経済交流促進策等について調査することを目的として、令和5年6月に設置されました。

今年度は、「海外経済交流の現状と今後の促進等に向けた調査」をテーマとして、各定例会での調査のほか、ニュージーランドの海外現地調査を行いました。

調査における主な論議について申し上げます。

第2回定例会においては、執行部から今年度の主な海外経済交流関係事業の概要について説明を受け、質問を行いました。

委員から、水産物の輸出拡大に向けたマーケティング調査について質問があり、「水産物については、輸出の可能性がある各国のマーケティング調査を数年かけて行い、各国のメリット・デメリット、売り込みの路線を分析し、EUであれば高級レストラン向けにブリを売り込む、アジアであればカンパチの鮮度を生かして売り込むなど、国ごとの戦略を決めて取り組んでいるところであり、今後とも国ごとの好みを押さえながら、ターゲット層を分析しつつ販売につなげていきたい」との答弁がありました。

第3回定例会においては、「県産品の販路拡大」、「観光振興」、「外国人材の受入」及び「その他の経済・人的交流促進」に係る事業の実施状況等について、執行部から説明を受けるとともに、観光庁国際観光部の石倉将道 相互交流促進官と、アクセンチュア株式会社の小栗史也 プリンシパルディレクターを参考人招致し、それぞれから、「インバウンドの現状と今後の課題等」と、「海外輸出を梃子とした鹿児島県のグローバル化に向けて」について説明を受けました。

参考人に対して、海外輸出に係るブランディングや季節限定の県産品の販売について質問があり、「海外向けのブランディングについては、分かりやすいキャッチコピーで打ち出していくことや、まめに目に触れるよう持続的にプロモーションをかけていくことが大事である」、「季節限定の県産品の販売については、日本にきた外国の方々に、日本には素晴らしい四季があるということを分かっていたくことと、鹿児島県の季節に応じた特産品を出せるようなパートナーをしっかりとつくっていくことが大事である」との回答がありました。

11月には、ニュージーランドでの現地調査を行い、現地の経済概況、日本産農林水産物等の取扱状況や課題、サステナブルツーリズムの取組などについて幅広く調査しました。

第4回定例会においては、ニュージーランドでの現地調査を踏まえた調査を行いました。

委員から、牛肉の輸出におけるカット販売等について質問があり、「海外においては、食肉加工施設のカット技術者の人件費の高騰や人手不足があると聞いており、ポーションカットやスライス肉の需要が伸びている。スライス肉の輸出には、輸出相手国の衛生基準に合致した加工施設で処理する必要がある、県内事業者ごとに工夫しながら対応しているところである」、「県食肉輸出促進協議会においては、輸出先国へのカット技術者の派遣のほか、現地事業者を国内に招聘して、料理にあった肉部位の紹介やカットの技術指導を行っている」との答弁がありました。

委員からは、「輸出先の国が必要とするカット等のあり方を研究し、生産者や全国農業協同組合連合会などとも共有していただきたい」との要望がありました。

また、抹茶の生産状況について質問があり、「抹茶の原料であるてん茶に係る本県の生産量は、増加傾向にあるが、県内には抹茶に加工販売する茶商が少なく、てん茶の多くが他県へ原

料供給され、抹茶に加工されている状況である」との答弁がありました。

委員からは、「世界のお茶の動向というのは抹茶にシフトしているため、抹茶生産の振興をしっかりとやっていただきたい」との要望がありました。

最後に、今回の第1回定例会においては、執行部から令和7年度の主な海外経済交流関係事業について説明を受けるとともに、1年間の論議や調査を踏まえ、当委員会として、執行部への提言を行うことを決定いたしました。

以下、その内容につきまして申し上げます。

- 1 視察先のニュージーランドにおいて、肉用牛のスライス肉や抹茶の輸出についての要望を受けたものの、肉用牛のスライス肉の輸出に関しては、輸出相手国の衛生基準に対応した加工施設整備等の課題、抹茶の輸出に関しては、てん茶・抹茶加工施設の不足等の課題があることから、関係団体等と連携の上で、輸出拡大への環境整備に取り組むこと。
- 2 本県産牛肉の輸出拡大を図るため、輸出相手国の日本食レストラン等に対して調理方法の提案やカット技術の指導等を行うことにより、ロース・ヒレ以外の多様な部位の需要を開拓する取組を進めること。
- 3 世界的な日本食ブームや円安の進行、縮小する国内市場により、海外市場への販路拡大の機運が高まっている状況を契機と捉え、輸出推進体制「GFP鹿児島」を活用しながら、既存のターゲット国に加え、新たに開拓するターゲット国も含めた相手国のニーズに対応した輸出産地の形成や、輸出に意欲的な生産者・事業者への支援などに取り組むこと。併せて、鮮度保持技術の進歩の状況も踏まえて、輸出拡大に向けた戦略的な取組を推進すること。
- 4 ニュージーランドにおけるクォールマークの取組や観光庁が作成した「日本版持続可能な観光ガイドライン」を参考に、旅行者から選ばれる「持続可能な観光地域づくり」に取り組むこと。また、ニュージーランドにおいて25年間継続しているコンセプトである「100パーセントピュア・ニュージーランド」も参考に、長期的な視点でのブランドイメージを積み上げる取組を行うこと。
- 5 新型コロナウイルス感染症が5類に移行後、全国的にはインバウンドが大幅に増加している中、鹿児島においては、訪日宿泊者数はコロナ禍前の水準には戻っていない状況にあることから、本県にとって有望な市場に対して海外セールスやプロモーションなど各種インバウンド対策を官民一体となって戦略的に展開すること。また、鹿児島空港発着の国際定期路線については、コロナ禍前に就航していた4路線が全て再開されたものの、便数は6割程度にとどまっていることから、更なる拡充及び安定的な運航を図るため、航空会社に対する運航支援やグラウンドハンドリング体制の確保に向けた支援等に努めるとともに、新規路線開設に向けた取組を進めること。
- 6 大阪・関西万博を目的に来日する外国人観光客を本県へ誘客するため、ブースへの出展や万博特設サイトと連携した情報発信等により、世界自然遺産等の鹿児島県の持つ優れたコンテンツのプロモーション活動に努めること。また、万博をきっかけに本県を認知した外国人に対して、継続的に本県に興味・関心を持ってもらえるようプロモーション活動に努めること。
- 7 本人意向による転籍を可能とする「育成就労制度」の創設により、今後、都市部への人材流出が懸念される中、外国人材の安定的な受入れ・定着を図るため、人権や労働環境等に関する相談窓口の充実など外国人材が安心して働き、暮らせる環境整備を促進すること。
- 8 学校独自で海外の学校と姉妹校盟約を結んで行う交流との連携も含め、多くの若者が国際的な感覚を身につける機会の創出に努めること。

提言の内容は、以上であります。

当委員会に付託されました調査案件に関し、今年度の調査テーマについては、今回の定例会で調査を終了いたしますが、アジア諸国等との経済交流等については、今後も様々な観点からの調査が必要であり、引き続き、海外経済交流の促進等について、積極的な調査を進めていくことを申し上げ、以上で、海外経済交流促進等特別委員会の報告を終わります。